



三つの調査士資格:比較の観点から

田畑, 暁生

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 7(1):201-205

(Issue Date)

2013-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81005374>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005374>



三つの調査士資格：比較の観点から

Comparing Three Researcher Certificates in Japan

田 畑 暁 生 *

Akeo TABATA*

要約：社会調査士、地域調査士、統計調査士と、21世紀に入ってから三つの学術的な調査士資格が、学術団体等によって創設された。本稿では、第1節においてこれら三つ（それぞれの「専門調査士」資格を加えれば六つ）の調査士制度の成立の経緯や制度上の特徴を比較しながら記述し、第2節では、実際にこれらの専門調査士を取得した経験から分かった問題点等について概説する。そして第3節では、より広い観点から、調査を行う側の専門家の育成と並んで、それ以上に、調査を受け取る側の能力の向上が重要ではないかとの問題提起を行ってまとめに代えている。

はじめに

21世紀に入ってから、相次いで学問的な三つの「調査士」資格が誕生した¹⁾。社会調査士、地域調査士、統計調査士の三つで、さらにその上に「専門」を冠する上級資格をそれぞれ有しているので、それを別と考えると六つとなる。

この動向を私は関心を持って見ていたが、外から傍観するより実際に取得して考えてみようと思い立ち、一昨年から昨年にかけて、「専門統計調査士」「専門地域調査士」「専門社会調査士」の順に取得した。本稿は、この三つの資格の経緯、現状、問題点などについて私自身の取得経験も含めて、語るものである。

ところで、宮本常一は1972年に発表された「調査地被害 される側のさまざまな迷惑」（朝日新聞社編『探検と冒険』第七巻→宮本+安溪[2008]に再録）の中で、「調査が訊問になっている」「調査をしてやる、という意識となっている」「調査地から物品などを略奪している」「調査が地元のためになっていない」と、調査の持つ悪の側面を厳しく指摘した。そしてこのような状況は、多少緩和されたとしても、現在でもないとは言えないだろう。谷岡一郎[2000]は、「社会調査」にはゴミがいっぱい（間違った調査が多数行われている）と刺激的な言い方で批判する。どこまで「ゴミ」なのかについては各研究者によって判断が異なるだろうが、個人情報保護やプライバシー意識が一層高まり、調査環境が悪化し、調査に対してより厳しい目が一般から向けられる中で、調査に対し何らかのお墨付きや権威付けを行いたい、あるいは、学会としてその影響力を強めたいとの思惑が、こうした資格制度創設の背

後には見えてくる。

1. 三つの調査士資格の経緯と特徴

社会調査士資格は、この三つの中で最も歴史が古い。その紀源は、関西学院大学が、1995年度に開設したオープンカレッジである。同大学の高坂健次「社会調査士について」によれば、「社会調査士」の構想自体は日本社会学会や社会学横断会議などでそれ以前から何度も論じられ、また、立教大学には「立教大学社会調査士」を設ける構想があったそうだが、実現はしなかった。この関西学院大学の「社会調査士」資格は、短大もしくは専門学校卒業以上の学歴を持った一般人を対象に、「社会学」「社会調査法」などの必修単位20単位と、「情報処理」「人口論」などの選択必修単位から20単位を1年間で履修すれば、関西学院大学が独自に「社会調査士」認定をするというものであった。受講料が年間38万円、さらに検定料（志望理由書、面接などで選考する）が3万5千円との価格設定であるので、安いとは言えないだろう。

大学独自の「社会調査士」を認定するという制度がその後、大阪大学、奈良大学、立命館大学、桃山学院大学、松山大学など西日本の大学を中心に広がっていったが、それを統一しようとの動きが表面化したのは2003年、日本教育社会学会、日本行動計量学会、日本社会学会という3つの学会が、2003年11月29日に、大阪商工会議所国際会議ホールにおいて、認定機構の設立総会を行った時である。当時の機構長は、塩原勉・甲南大学学長。この時に「社会調査士」と「専門社会調査士」の二つの資格を設けることが

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授

(2013年4月1日 受付)
(2013年4月23日 受理)

発表された。朝日新聞2003年11月15日付けの記事によれば、塩原氏は「不正確な調査やプライバシーの侵害など、倫理上の問題で批判もある。専門家を養成し、調査の質の向上を図りたい」との談話を発表している。2003年11月24日付けの読売新聞記事（満田育子記者執筆）では、この制度には、大学側に安定的に学生を確保する狙いがあるのではないかと指摘している。

社会調査士は基本的に、大学の学部で認定された科目の履修（および単位認定）によって、付与されるものとなった。A「社会調査の基本的事項に関する科目」、B「調査設計と実施方法に関する科目」、C「基本的な資料とデータの分析に関する科目」、D「社会調査に必要な統計学に関する科目」、E「量的データの解析方法に関する科目」、F「質的な方法の分析に関する科目」、G「社会調査の実習を中心とする科目」を、社会調査協会が審査し、これらを備えた学部・学科等を認定する（EとFはいずれか一つを選択）。神戸大学発達科学部では、人間行動学科に社会調査士資格を認定するコースが設けられている。

こうした科目に対応した参考書も既にいくつか出版されている。その代表的なものとして、弘文堂から出版されている『社会調査の基礎』（A、B、C、D科目に対応）、『社会調査の応用』（E、G科目に対応）を繙いてみたが、前者が短時間に読める平易な本であるのに対して、後者は難易度が高く、科目間で相当に難易レベルに差があることが見て取れる。専門社会調査士の場合には、社会調査士を取得した上で、H「調査企画・運営に関する演習（実習）科目」、I「多変量解析に関する演習（実習）科目」、J「質的調査法に関する演習（実習）科目」が加わる。また埼玉大学のように、学部以外の独自の「社会調査研究センター」を設けるところも現れた。

認定参加校の数の推移を見ておこう。「社会調査士」認定校は、2004年度に98校だったものが、116、138、155、162、162、197校と、2010年度まではほぼ順調に増加した。2011年度は181校とやや減少したものの、2012年度は191校と再び増加している。大学院レベルの「専門社会調査士」の認定校は、それより数が少ない。2004年度に24校でスタートし、その後は、2007年度に50校に達した後は、わずかず増え、2012年度に60校に達している。

類似した資格として、全国実務大学協会が、企業の商品開発部門、流通管理部門、広報部門（マーケター）、プロモーターなどを想定したより実務的な類似資格として、2000年度から「社会調査実務士」（および「社会調査アシスタント」）という資格を設けたが、こちらの取得をサポートしている大学は少なく、常磐大学、東洋学園大学、目白大学、相模女子大学、カリタス女子短期大学、愛知学泉大学、岡崎女子短期大学、京都女子大学現代社会学科、大阪大谷大学、太成学院大学の10校である。「社会調査法」「基礎統計学」「マーケティング」「社会調査法実習」「アンケート作成法」「情報処理演習」「情報処理応用演習」の7科目を必修とし、その他、指定する選択科目を含めて40単位以上の履修が条件となっている。

さて、「社会調査士」の取得者の数は順調に増えた。年度ごとの取得者の数は、以下の表のとおりである。

表1：社会調査士、専門社会調査士の取得者数

年度	社会調査士	専門社会調査士	専門社会調査士（8条規定）
2004年度	167	0	301
2005年度	449	1	424
2006年度	999	9	290
2007年度	1455	25	257
2008年度	2067	45	171
2009年度	2612	40	129
2010年度	2829	52	129
2011年度	2938	41	107
2012年度	2843	72	126
合計	16359	285	1934

（出典：社会調査協会）

表から分かるように、社会調査士の取得者数は2008年度には年間2000人を超えた。2011年度から2012年度は微減で、3000人を前にやや足踏みしている感はある。とはいえ、累計では既に16000人を超えている。専門社会調査士の方は、取得できる大学院のコースが少ないためか、増えてはいるが年間100人に達していない。また、大学院のコースに依らず論文および経歴等によって審査する「8条規定」による専門社会調査士は、むしろ最初の3年くらいが多く、その後は減少気味である。資格の取得を必要と考えた専門家たちが、早々に取得したと考えてよいのだろう。また、「8条規定」での認定合格率は、ほぼ8割程度で推移している（2008年83%、2009年80%、2010年80%、2011年83%、等）。専門社会調査士の累計は、8条認定と合わせて、2219人となっている。

地域調査士制度の誕生の経緯については、戸所[2011]に詳しく述べられている。地域調査士制度を導入する理由を、同論文では、次の5点としている。1「地理学の有用性と社会貢献の大きさを社会にアピールする」、2「分権社会において、各地域が独自の地域政策を策定する上で、地域調査力の必要性が増している」、3「大学における地理教育のカリキュラムの標準化」、4「各種資格制度の創設ラッシュに伴う、強い資格取得要請」、5「科目増設による地理学教員市場の拡大」。2はやや異質であるけれど、1、3、4、5はいずれも、悪く言えば地理学および日本地理学会の、権益拡大と結びついた理由と言える。2005年度から、地域調査士制度創設を含む、グランドビジョン実現のためのアクションプランが作成され、また、2006年度には戸所氏を代表とする科学研究費一般研究C「地域調査士制度創設の関する企画調査」も採択され、日本地理学会の理事会の後押しで制度作りが本格化、その過程においては、社会調査士制度を創設した中心人物の一人である大谷信介・関西学院大学教授へのヒアリングなども行われている。2007年11月に「地域調査士認定規定（案）」等が完成し、2008年1月理事会で承認、「地域調査士制度準備委員会」が発足し、2010年度から地域調査士制度が開始することとなった。

こうして作られた地域調査士制度、および専門地域調査士制度は、社会調査士制度とある程度似ている。地域調査士は、大学の学士課程において、「地域の概念および特性に関する科目」として「地域の概念を扱う科目2単位」「日本の地域特性を扱う科目2単位」「地域の自然的特性を扱う科目2単位」を、「地域調査の技法に関する科目」として「統計処理に関する科目2単位」「地図に関

する科目2単位」,「地域調査実習に関する科目」として「フィールドワーク1単位」「地域に関する卒業論文もしくは地域調査に関する卒業研究又はこれらに相当する科目2単位」を履修し,地域調査士講習(計4時間)を受けることが条件となっている。科目の認定申請は大学の学科やコースが行い,日本地理学会が認定する。

専門地域調査士の場合は,それに加えて,「大学院で所定の単位を取得したのち,3年以上の地域調査に関する実務を積む」「大学院で所定の単位を取得したのち,地域調査に関連する博士号を取得する」「地域調査の実務経験を3年以上行った人が,博士論文に該当する査読論文を公表する」「大学で5年以上地域調査に関する教育・研究経験を有する」の4つの方法があるが,いずれも専門地域調査士講習を(地域調査士を取得していない場合には「地域調査士講習」も)受講する必要がある。

地域調査士はまだ若い資格なので取得者は少ない。2010-2012年度の合計で,地域調査士は36人(2011年度1人,2012年度35人),専門地域調査士は84人(2010年度46人,2011年度25人,2012年度13人)である。2010年度および2011年度は,「専門地域調査士」の方が「地域調査士」よりも多くなっている。2012年度になって本格的に,地域調査士の養成が軌道に乗ったと考えてよいのではなかろうか。反面,専門地域調査士の取得者は初年度が最大で,その後減少を続けている。

統計調査士ならびに専門統計調査士は,2011年6月20日に日本統計学会が設立した「統計質保証推進協会」(吉澤正会長,美添泰人理事長)の内部組織である「統計検定センター」(山本拓理事長)が行うという形で制度が作られた。2007年の統計法の改正によって,「統計官・統計主事」制度がなくなったことも間接的には関係しているかもしれない。「統計官・統計主事」は,統計の専門知識を備えた国家公務員の専門職として規定が設けられていたが,わが国の統計制度が集中型ではなく分散型をとったところから運用が難しく,次第に有名無実化し,1982年の規定で「(統計官・統計主事)を置くことができる」程度にまで後退し,さらにその後の公務員法の運用では居場所がなくなり,統計法改正はそのような実態を追認した形となっていた(藤井[2013],p.97)。統計調査士ならびに専門統計調査士は,上記二つの調査士制度が大学での(認定された)授業の履修を主軸としていたのに対して,基本的には一回の筆記試験に合格すればよいという点で,大きく異なっている。大学でのコースワーク等は必要なく,誰でも筆記試験を受ければ良いだけであるので,ハードルが低い。また,大学ごとに単位認定の厳しさが違うことを考えれば,合格者の水準を揃えるのに合理的とも言える。試験は秋に年一回,他の「統計検定」の試験と合わせて行われる。専門統計調査士試験は,統計調査士に合格していることが前提となるが,第一回については,同時に受験すればよいこととされた。第一回の受験者は,統計調査士が286人,専門統計調査士が258人で,合格者はそれぞれ167人と206人,合格率はそれぞれ58.4%,79.8%となっている。第二回の受験者は統計調査士が302人,専門統計調査士が205人,合格者はそれぞれ149人と207人,合格率はそれぞれ49.3%,52.2%となった。

2. 実際に取得してみても

こうした資格制度については,外から批評するよりも,実際に取得してからその経験を基に語る方が,やはり説得力を増すだろう。そう考えて,三つの専門調査士資格を取得してみることにした。多少の費用はかかり,また,直接の実利はないが(本稿の執筆が,研究上の実利と言えれば実利である),考えさせられたという点では有益であった。

最初に取得した専門統計調査士は前述のように,筆記試験のみである。センター試験と同様,多肢選択式の回答を,マークシートの回答用紙に書き込む形式である。

私が受験した,2011年11月20日実施の専門統計調査士の回答数は50問。選択肢はいずれも5択。問題そのものはホームページでも公開されている。

問1から問10まではおおむね,調査の実施企画や計画に関する出題となっている。調査手法の特徴や,質問文のワーディングなどが問われている。

問11から問15からは,より調査の実際の実施についての問題が主である。調査票の回答形式や,調査票の点検,調査票のプリテストなどである。

問16から22までは,標本抽出に関する問題が問われている。母集団と標本との関係,系統抽出法,無作為抽出法,RDD(ランダム・ディジット・ダイアリング)法などについてである。

問23から問27までは,データのチェックやエラー処理などに関する問題である。

問28から30までは,特にデータの集計について問われている。問28は度数分布表,問29はクロス集計や適合度調査など,問30は集計結果のチェックについての問題である。

問31から37までは,調査管理者による調査員への指導など,倫理的な問題が多く問われている。

問38は日本統計史である。

問39は公的統計でないものを5つの中からひとつ選ぶ問題,問40は統計法の罰則に関する問題,問42は調査員の守秘義務に関する問題,問43は調査員の業務内容についての問題で,いずれも制度に関わる問題と言えよう。その中で,問41はやや異色で,「統計の地域別表象」に関する問題である。これも広義では制度に関わるものだが,内実は地域統計についての問題とも考えられる。

問44から問50までは,計算を含む統計学についての問題である。問44はクロス集計表から言えることを選ばせる問題,問45は相関図の分布から相関係数を見て推定させる問題,問46は回帰分析,問47は物価指数に関する問題,問48から問50までは,与えられた数値や条件や表から,最も適切に言い得ることを選択させる問題である。

「専門統計調査士」という名称であるが,これまでの説明から分かるように,狭義の統計学を使う問題が,最後の7問だけと,極めて少ないことが分かる。もちろん,「専門調査士」の名称であるのだから,調査に関わる問題が多くなるのはある意味自然であろうが,それでも,倫理や制度に関する問題が多すぎるのではないかと,との印象はぬぐえない。

また,いかがなものかと思うような問題もある。例えば,問35は以下のようなものだ。

問35 近年、調査が困難になってきた要因として、次の①から⑤の中で最も影響が小さいと考えられるものを一つ選べ。

- ① 核家族世帯と単身世帯が増えた。
- ② 個人情報保護の意識が高まった。
- ③ セキュリティが強化された集合住宅が増えた。
- ④ 共働きで留守がちの世帯が増えた。
- ⑤ 団塊の世代が退職時期に入った。

影響が大きいであろうと考えられるものを消してゆくと、おそらく⑤を正答として想定しているのではないかと結論にたどりつくが、しかし、本当にこれが正答であるのか、確信が得られるようなタイプの問題ではない。団塊の世代が、退職してもさらに家に寄り付かず、また、退職を契機に調査への協力意識も低まるとすれば、⑤の影響が大きいと考える人がいても不思議ではない。また、この問題によって、いったい受験者のどのような能力を問うているのかも不明確である。

また、基準が実務者に甘すぎるのではないかと、とも私は考える。合格点は100点満点で70点以上だが、実務家は、一般よりも緩い基準で合格できる。例えば、基幹統計調査の2年以上（あるいは10回以上）の経験者、民間調査機関の訪問調査（面接、留置）を10回以上の経験者は、60点が付加点として与えられ、筆記試験の配点は40点分となり、したがって筆記試験では100点満点で25点取れば合格できる。上述したように、5肢選択式問題なので、デタラメに回答しても平均で20点程度は取れる問題で、25点が合格ラインというのは、あまりにも低いのではなかろうか。

専門地域調査士は、前述のように「地域調査士講習会」「専門地域調査士講習会」の受講が前提となる。私は、2011年11月27日に関西大学で行われた講習会に参加した。午前が「地域調査士講習会」、午後が「専門地域調査士講習会」であり、いずれも「法令」「個人情報保護」「人権」「心構え」の4種である。

あえて正直に書くが、この中で、「法令」の講習は、水準が低い上にプレゼンテーションとして体を成しておらず、ひどいものであった。担当者は、午前も午後とも同一の人物であるが、中身が薄く、明らかに準備不足であり、なぜこの人が講習会担当者なのか、疑問を抱かせるものであった。経歴を見ると、地理学科出身の弁護士で、このような経歴が珍しいから選ばれたのではなかろうか、と感じたが、もしそうなら、この人選は明らかに不適切と言える。「個人情報保護」「人権」については、午前と午後とで担当者が代わり、いずれもそれなりに有益なものであったが、「人権」（特に部落差別）について、ことさら重視して講習の対象にすることについては、議論があってもよいかもしれない。「心構え」というのは変な科目で、この存在価値も疑わしいが、午前はこの制度を作った担当者が制度作りの経緯を、午後は学会の長老格の学者が経験談を話すもので、話の中身としては興味深いものだった。

さて、資格認定には、前述のように、講習を受けたのち、申請書類を提出する必要がある。私は、文化学研究科で担当となっていた科目「地域調査論」で申請し、ダメ押しのつもりで、地域情報化政策に関してこれまで出版した単著および論文も、申請書に同封しておいた。ホームページによれば審査会は年に4回開催さ

れるそうだが、そのいずれかにおいて無事に認定された。認定通知が届く前に、ホームページに名前が掲載されていた。

専門社会調査士は、2012年度の「8条認定」で申請した。申請書（これまでの社会調査歴や教歴などを記入する）と、これまで書いた論文のうち社会調査を行った論文を同封して審査を待ち、これも無事に認定書が届いた。

以上の経験から、次のようなことが言える。

専門統計調査士は、客観的な試験で合格が決まるという点で裾野が広く設定されている点は高く評価できるが、問題の質についてはさらなる向上が期待されると考える。専門地域調査士は、まず授業の担当か、あるいは博士論文（もしくはそれと同等の業績）が必要になるという点で、対象者をかなり絞る形となっている。それはよいのだが、講習の中身については、やはり質の向上が求められると思う。専門社会調査士は、社会調査士もそうだが、コース担当の大学教員による裁量が広く認められている点に特徴がある。8条規定による認定の場合には、その認定者が業績を判断することになる。多くは専門社会調査士を認められているのだが、2割程度「不合格」となる場合もあり、その場合、申請者が情報公開や異議申し立てを行う制度はなく、不条理を感じる可能性がある。より透明性が確保されるような制度にしていける必要があるのではなかろうか。

3. メディア・リテラシーとの関連で

3つの資格に共通するのは、いずれも調査に関する「専門家」を育成し、認定するものだということである。それは「専門」を関与していない「調査士」資格も変わらない。また、実務家に関してはさまざまな利得があり、資格を取得しやすくなっている。

積極的に捉えれば、例えば、コネ入社が横行しているマスコミ等の入社試験において、こうした有資格者を優遇することで、適正な方向へ向かわせる契機とすることは可能だろう。あるいは国家公務員1種（総合職）試験についても、最も調査に関係が深いと思われる「社会職」は廃止されてしまったが、法律職や経済職、政治・国際職といった主要3職の中に、調査関係の項目を盛り込むことは決して無駄ではない（現行では経済職に、統計学関係の出題が数問含まれているのみ）。それを知った上で公務員が世論誘導に「悪用」する可能性は、ないとは言えないにしろ。

これは調査士制度の趣旨がそうであるから、専門家の育成・認定中心の資格になるのは当然とも言えるのだが、より広い観点から見ると、それより重要なのは、一般的な人々が、様々なメディアを通して世にはびこる、質的水準の低い調査を見抜き、騙されないようにすることではないだろうか。

私自身は、経済学者ガルブレイスの唱えた「依存理論」のように、企業が思うがままに広告で消費者の心を動かしているとまでは思わないし、また、広告が社会のムダとも思っていない。だからこそ、大手の企業であっても消費者の心を失えば容易に経営不振に陥るのであり、また、「売る」ことを使命としているはずの広告から、なぜかその枠組みを超えた文化が生まれることがあることも認める（制約が優れた表現を生み出すのであろう）。

しかしミクロに見れば、広告に「騙される」消費者の数は少な

いとは言えない。効果のあやふやな化粧品や美容製品、健康食品が売れたり、あるいは、パチンコ屋の楽しそうな広告に乗せられたり、リスクのある扱いの難しいはずの金融商品を高齢者が売りつけられたり、という例は枚挙にいとまない。

これは、いわゆる「消費者教育」とも重なるが、それだけにとどまらない。広告や経済分野だけでなく、政治や政策の分野でもそれは言える²⁾。

何が好ましい政策であるのかというのは難問で、簡単に答えの出る問題ではない。しかし、例えば政治家や省庁などの誘導に無批判に乗せられるのが好ましいこととは、やはり言えないだろう。また、ニュースの「娯楽化」傾向が指摘されているが、センセーショナルな報道のあり方に大きな影響を受けることも、民主主義という観点から好ましくはない。

この問題は、いわゆる「メディア・リテラシー」の問題と関わってくる。「メディア・リテラシー」というのも議論のある概念であり、その歴史や経緯をここで簡単に述べることは不可能だ。論者やディシプリン（社会学、政治学、教育学、記号論、カルチュラルスタディーズ等）によって、その捉え方の広狭（メディアの受け取り方なのか、それとも利用方法や発信方法まで含むのか）や角度が微妙に違い、またイデオロギーとの関係など、一筋縄ではない。メディア・リテラシーの必要性を無条件に礼賛する考えばかりでなく、森康俊・関西学院大学准教授のように、『「メディアを鵜呑みにしてはいけないよ!」と教えるメディア・リテラシーに積極的な人たちのいうことも鵜呑みにしちゃダメだよ!』（森、1999）との、逆説的な主張を行う学者もいる。

私自身は、担当している授業科目「メディア論」の中で、扱い方が難しいため、表立って「メディア・リテラシー」ということは扱わない。しかし、テレビや雑誌や新聞などで扱われる「怪しい調査結果」について学生たちが騙されたりしないよう、「メディアと調査」については1回時間を取って講義することになっている。残念ながら、学生たちの食いつきはあまりよくない。どうしても「推定」「検定」「有意水準」といった、統計学上の厄介な概念に触れざるを得ないからかもしれない。

専門家支配はある意味、高度に分業化が進んだ現代社会の宿命ではある。しかし、メディアで撒き散らされる調査の問題点を見抜くことは、おそらく誰にとっても重要なことではないかと私は考える。その意味で、一般の調査の「受け手」のリテラシーを育成し認定するような資格試験があっても良いし、それがあれば、現在の社会調査士など以上に、多くの受験者が見込めるかもしれないと思う。それを担うのが、現行の三つの調査士制度内での制度変更が良いのか、それとも新たな資格制度を立てるのがよいのか、あるいは資格制度など乱立させず、個々の高校教師や大学教師が授業の中で実践するのがよいのかは、簡単に結論が出る問題ではないが、こうした問題の検討は現代の急務であると私は考える。

注

1) なお、実務的な不動産関連の資格に「土地家屋調査士」があるが、本稿と直接の関係はないので触れない。合格率はおおよそ6%の、それなりに難関資格である。

2) 例えば、政治報道等でよく使われる「政党支持率」という概念にしても、きわめて大きな問題を含んでいることを、政治学者の谷口将紀は最近の著作で明らかにした（谷口2012）。

文献

- 藤井輝明『統計学と統計利用』産業統計研究社、2013。
J. K. ガルブレイス（鈴木哲太郎訳）『ゆたかな社会』岩波書店、1990。
金井雅之ほか『社会調査の応用』弘文堂、2012。
高坂健次「社会調査士について」『日本世論調査協会報』73号、pp.57-59,1994。
宮本常一・安溪遊地『調査されるという迷惑』みずのわ出版、2008。
森俊太「社会調査と文化政策」『Shizuoka University of Art and Culture bulletin』2, pp.61-64, 2002。
森康俊「「暴力映像」問題の展望と今後の指針」『子ども・青少年とコミュニケーション』北樹出版、1999。所収。
大倉健宏「「社会調査士」養成の社会学」『麻布大学雑誌』23号、pp.25-36, 2001。
篠原清夫ほか『社会調査の基礎』弘文堂、2010。
谷口将紀『政党支持の理論』岩波書店、2012。
谷岡一郎『「社会調査」のウソ』文藝春秋、2000。
戸所隆「地域調査士制度誕生までのあゆみ」『地理』（古今書院）2011年4月号所収、pp.10-18。